

平成 30 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成 30 年 8 月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（2018～2021 年度）」に基づく、平成 30 年度の取組について、別添「評価シート」のとおり評価を行いましたので、以下のとおり御報告いたします。
- 本評価結果は、新たな方針に基づく初年度の評価となるものであり、評価シートに定める PDCA サイクルを効果的に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- 本市では、平成 14 年度の第 1 次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- 平成 16 年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- 今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総務省通知）等においても、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、前記指針について「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、昨年度、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

- 上記のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼があるため、その実施を担保する取組評価となっています。
- 即ち、具体的な取組評価シート（別添資料参照）においては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4 ヶ年計画の目標」を立て、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁参照）。
- また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

従来の「経営改善計画」の点検評価		今回の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 <u>法人が指標を設定</u>	本市施策との <u>連携の観点から、法人と調整の上、本市が指標を設定</u>
様式や指標の見直し	<u>様式・指標ともに複雑・多岐</u>	様式については、 <u>最初の 2 頁で評価の全体構成を簡潔に把握</u> できるように改定 指標については、 <u>最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定</u>
評価の客観性向上のための仕組づくり	<u>内部評価後、結果をホームページにおいて公表</u>	内部評価に <u>外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表</u>

3 平成 30 年度 取組評価の総括

- 本市施策推進に向けた事業取組は、24 法人で 65 の取組（うち 41 の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 91%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約 88%と、全体としては、一定の成果があったと認められるものの、達成状況の評価が「D 又は E」となったものが約 9%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約 12%と、現状を下回り目標未達の課題のある取組（資料 2「結果一覧」の★印の事業①、②、④、⑦、⑧、⑨、⑩）も散見されるところです。
- 同様に経営健全化に向けた取組においては、36 の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97%で、「D 又は E」となったものが約 3%（資料 2 の★印の項目③）という状況です。
- 業務・組織に関する取組についても、45 の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 96%で、「D 又は E」となったものが約 4%（資料 2 の★印の項目⑤、⑩）という状況です。

	取組数	本市による達成状況の評価	費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 （うち費用対効果の評価を伴うもの）	65 (41)	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	36	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	—
業務・組織に関する取組	45	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	— ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

4 平成 30 年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- 各取組において、今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約 72、67、93%のものについては、引き続き、法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。
- 各取組において、今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約 28、28、7%のものについては、その要因を分析し、出資法人自ら取組の改善策を講じるだけでなく、市としてもより積極的な関与を行っていくことが求められます。
- ただし、今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、方針策定時から市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの（資料 2 の★印の事業・項目⑥）や当初の目標設定を誤っていたもの（資料 2 の網掛けの事業⑫）もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて、目標値等の変更を行うものとします。
- なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和 2 年度末で解散予定の看護師養成確保事業団の入学検定料並びに入学科及び授業料の確保の取組となっています。

取組数		今後の取組の方向性
本市施策推進に向けた事業取組	65	Ⅰ…約 72%、Ⅱ…約 28%
経営健全化に向けた取組	36	Ⅰ…約 67%、Ⅱ…約 28%、Ⅲ…約 6%
業務・組織に係る取組	45	Ⅰ…約 93%、Ⅱ…約 7%

※端数処理の関係で合計数値が 100%とならない場合あり